2027 年度 新入生向け

月払い納付制度について

1．制度内容

通常は半期ごとに収めていただく学費・寮費について、月払い納付を可能する制度です。
利用には条件（2. ご利用の条件を参照）を満たし、申請をする必要があります。
寮生の場合、月払い納付制度を利用した場合、寮費も月払い納付になります。学費のみ、または寮費のみを月払い納付を利用することはできません。

2．ご利用の条件

条件１：日本学生支援機構奨学金（給付型・第一種・第二種・併用型）の予約採用を申込み、合計月額５万円以上給付または貸与されること
条件２：日本学生支援機構奨学金の振込先口座を当校の学費振替口座として登録すること
条件３：入学手続き金及び寮生は寮費３か月分(食費７万円を含む)を当校が指定した期日に納付すること（3. ご利用の手順を参照）

3．ご利用の手順

日本学生支援機構奨学金の申込み

高校の担当窓口へ３年生の春（高校により時期は異なる）までに日本学生支援機構奨学金の【予約採用】についてお問い合わせの上、申込みください

▼

月払い納付制度の利用申請

対象となる書類一式を申込期日までに学校まで送付してください。(2027 年１月 15 日必着)
① 月払い納付制度申込書
② 念書
③ 大学等奨学生採用候補者決定通知【進学時提出用】のコピー（高等学校より配布）

入学手続き金納入

『入学金』＋『その他の費用』＋『月払い納付１回分』を指定期日までにお振込みください

▼

月払い納付制度承認書の発行

月払い納付承認者には、入学後に「月払い納付承認書」および「学科別月払い納付金額表」を通知いたします

▼

寮費等 納入（寮生のみ）(4 月指定期間)

『寮費３か月分』＋『食費７万円』を指定期間にお振込みいただきます

▼

６月より自動振替にて学費月払い納付開始（寮費も併せて開始）

4. 今後の予定

入学試験合格後、入学手続きの際に具体的な申請手続き方法等をご連絡いたします。

5. 注意事項

除籍または退学となった場合は、在籍する前期分または後期分学費の未納分を納入いただきます。
（学則第 37 条及び学則細則第 35 条）